

1. 開設までのながれ

保健所への理(美)容所開設手続きは、概ね1か月以上必要です。事前にしっかり準備をして、Step①～Step⑤までの手続きを余裕をもって行ってください。

Step①事前相談

工事着工前

長野市内に開業する理(美)容所が施設・設備基準(次ページ参照)を満たしているかを確認し、図面(設計平面図や設備図)を持参して、事前相談する



Step②書類準備

開業概ね1～2ヵ月前

届出に必要な書類と検査手数料を準備する



Step③書類提出・検査日の決定

開業概ね2週間前

準備した書類を保健所窓口へ提出して、不備がなければ検査手数料を現金で支払い、現地検査日を決めます



Step④現地検査

開業概ね1週間前

保健所職員が開業する理(美)容所を現地で確認して、工事の完了や施設・設備基準を確認します



Step⑤検査確認済証の交付・開設

開業前日まで

現地検査に不備がなければ、後日検査確認済証を発行して交付します

注意:長野市以外に理(美)容所を開業する場合は、それぞれの市町村を管轄する保健所へ相談してください



2 理容所・美容所開設チェックリスト 届出書

営業種別：理容所・美容所

No.	法令・条例	区分	確認項目	可 否	意見
開設届出書					
1	法第十一条 法施行規則第十九条 市施行細則2条	【届出書類】	(様式第1号)		
2	手数料条例第2条1号 別表第1	【手数料】	17,000円		
3	市施行細則2条	【添付書類】 ※法人等の場合	商業登記簿謄本 申請日前6ヶ月以内で最新のもの		
4	法第十一条 法施行規則第十九条	【添付書類】 ※開設者が外国人の場合	住民票の写し		
理容師・美容師					
1	確認指導事項 法第十一条 法施行規則第十九条	【添付書類】 ※全員分	☐ 理容師・美容師免許証(写) ☐ 診断書(結核、皮膚疾患その他伝染病) 申請日前6ヶ月以内で最新のもの		
2	法第十一条 法施行規則第十九条	【添付書類】 ※2人以上資格者が働く場合	【添付書類】 ☐ 管理理容師・美容師 資格認定講習会 修了証書(写) ※重複不可		
施設・作業場・設備					
1	法第十一条 法施行規則第十九条 市施行細則2条	【届出書類】	(別紙)理容所・美容所施設の設備の概要		
2	法第十一条 法施行規則第十九条	【添付書類】	☐ 建物平面図(縮尺100分の1以上)(方位及び設備の配置を明示) ☐ 設備配置図(平面図に記載) ☐ 理容所・美容所位置図(1000分の1以上) 他		

2 理容所・美容所開設チェックリスト 届出書

営業種別：理容所・美容所

No.	区分	確認項目	可 否	意見
Ⅰ 施設・作業場・設備要件				
1	外部と施設の区分	☐ 隔壁等により外部と完全に区分されていること[要領第2(1項)]		
2	作業場と待合所の区画	☐ 作業所を設けること[要領第2(3項)] ☐ 作業所と待合所は、明確に区別されていること[条例第三条(2)][要領第2(5項)]		
3	作業場と住居の区画	☐ 作業場及び待合所は、住居等と壁・扉により区画すること 【・ネイル、エステ等理美容行為以外を行う場合は、作業場を別々に区画する・パテーションでの区画は不可】[条例第三条(1)][要領第2(6項)]		
4	作業場床面積	☐ 作業場と待合所とを区分し、作業場の面積は、9.9平方メートル(理容椅子が2台を超えるときは、9.9平方メートルに、2台を超える1台ごとに3.3平方メートルを加えた面積)以上とすること。ただし、結い髪のみを業とする美容所にあつては5平方メートル以上 【待合は作業場所面積に含めない】[条例第三条(2)]		
5	作業場の床及び腰壁の材質	☐ 床及び腰壁には不浸透性材料(例:コンクリート、タイル、リノリウム又は板等)を使用し、清掃が容易に行える構造であること規則第二十六条(一)[要領第2(8項)] ☐ 常に清潔に保てること[理容師法第十二条(一)美容師法第一三条(一)]		
6	作業場の照度・換気	☐ 採光、照明及び換気が十分できること ☐ 作業面の照度を100Lux以上にすること(300Lux以上が望ましい)[理容師法第十二条(三)美容師法第一三条(三)][規則二十七条][要領第4(4項)]		カットいす Lx～ 作業いす Lx～ LX
7	洗髪設備	作業所内に流水装置で温水を供給できる洗髪設備を設けること 【洗面器等は不可、水質は水道水と同等、給水直結下水直結】[規則第二十六条(二)][条例第三条(四)][要領第二(十二項)][通知]		
8	手洗設備	作業所内に従業者の手指及び器具を洗浄する設備を設けること 【洗髪設備とは別々、給水直結下水直結】[条例第三条(三)]		
9	廃棄物一時保管設備	☐ 蓋付きの毛髪箱及び汚物箱を備えること[規則第二十六条(三)]		
10	トイレ設備	作業所と隔壁によって区分され、専用の手洗いを有すること。 【上記7洗髪設備・上記8手洗い設備と共用不可】[要領第二(10項)]		
Ⅱ 器具及びタオル類等の衛生管理要件				
1	器具(ハサミ・カミソリ等)及びタオル類	☐ 作業に必要な器具及びタオル類を相当数備えること ☐ 器具及びタオル類について、使用前(消毒済)と使用済(未消毒)で別々の収納場所(容器)を設けること[条例第三条(五)]		
2	器具及びタオル類の洗浄設備・薬品	☐ 器具の消毒設備薬品を設けること ・血液が付着しているもの並びにその疑いがあるもの(煮沸・エタノール・次亜塩素酸ナトリウム) ・上記以外の器具(紫外線・煮沸・その他) ・タオル類を清潔に保持できること(洗濯機・洗濯洗剤・次亜塩素酸ナトリウム・蒸し器・外部委託)[理容師法第九条・法十二条美容師法第八条・法十三条][要領第二(15項)]		
3	応急手当薬品	応急手当に必要な薬品等を適当な容器に収めて常備すること (消毒薬・ガーゼ・絆創膏・テープ等)[条例第三条(七)]		

略称判例 法:理容師法美容師法、令:理容師法美容師法施行令、規則:理容師法美容師法施行規則

条例:長野市理容師法美容師法施行条例、細則:長野市理容師法美容師法施行細則

要領:理容所及び美容所における衛生管理要領

理（美）容所開設届出書記入例

様式第1号（第2条関係）

理（美）容所開設届出書

令和〇年〇月××日

（宛先）長野市保健所長

住 所 〇〇県△△市□丁目〇〇-〇

株式会社 〇〇〇〇

ながの たろう

氏 名 代表取締役 長野 太郎

個人開設の場合は氏名を記入し、法人開設の場合は「登記事項証明書」を添付

ふりがな

連絡先（電話）〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

理（美）容師法第11条第1項の規定により理（美）容所の開設を届け出ます。

1 理（美）容所の名称、所在地及び電話番号

名称	Hair salon NAGANO（ヘアーサロン ナガノ）
所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 長野市■丁目●●-● ナガノビル1F
電話番号	（●●●●）●●●●-●●●●●

店名が英語等の場合、読み方を（ ）に記入

2 管理理（美）容師を置く場合は、その氏名及び住所

管理理（美）容師氏名	長野 一郎
自宅住所	長野市●●-●
電話番号	（090）〇〇〇〇-〇〇〇〇

理（美）容師が2名以上（補助者は含めない）の場合は必要「認定講習会修了証書」（写）を添付

※他店舗と重複選任不可

3 理（美）容所の構造及び設備の概要

別紙のとおり

4 理（美）容師の氏名及び免許証番号並びにその他の従業者の氏名

種 別	理（美）容師・補助者	理（美）容師・補助者	理（美）容師・補助者	理（美）容師・補助者
氏 名	長野 一郎	長野 一香	松本 二香	上田 三香
免 許 番 号	第〇〇号	第△△号	第□□号	第 号
生 年 月 日	SO年〇月〇日	SO年〇月〇日	HO年〇月〇日	HO年〇月〇日
種 別	理（美）容師・補助者	理（美）容師・補助者	理（美）容師・補助者	理（美）容師・補助者
氏 名				

管理美容師を含むすべての美容師と補助者を記入し、「美容師免許証」（写）を添付
※入籍等により名字が免許証と変わった場合（例：佐久 一香→松本 一香）は、原則免許書き換えを行う。）

- 5 理（美）容師につき伝染性疾病がある場合は、その旨
該当なし(別紙診断書のとり)

「医師の診断書__理（美）容師全員分」
を添付

- 6 開設の予定年月日

令和 ○年○月△△日

- 7 同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、
該当なし 8 同一の場所で理容所の開設の届 届出日の2週間後が目安
現に理容所が開設されている場合を除き、当該届 出日の2週間後が目安
と同時に行う場合を含む。)は、理容所の開設予定年月日
該当なし

同一作業場所で理容と美容行為両方行う
場合は、理容美容両方の届出と免許が必要

- 注 1 理（美）容師法第11条第1項の届出をした
を譲り受けた者は、2から5まで、7及び8
を省略することができます。
2 3には、理（美）容所の建築構造及び次に掲げる事項について記載してくださ
い。

- (1) 作業場所及び待合場所の施設の面積
 - (2) 床、腰板及び天井の材質
 - (3) 作業椅子の種類及び数
 - (4) 消毒方法、保管設備の種類及び数並びに計量器及び薬液容器の数
 - (5) 採光及び照明について、その方法並びに設備の種類及び数
 - (6) 換気について、その方法並びに設備の種類及び数
 - (7) 洗い場の材質、設備の種類及び数
 - (8) 便所（手洗場を含む。）、汚物箱及び毛髪箱の設備の状況
- 3 5の「伝染性疾病」とは、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染
性疾病をいいます。

添付書類

- 1 法人の場合は、登記事項証明書
- 2 理（美）容師についての伝染性疾病の有無に関する医師の診断書（理（美）容
師法第11条第1項の届出をした理（美）容所の開設者から当該営業を譲り受けた
者が届出をする場合であって、当該診断書の記載がされた内容に変更がないとき
は、添付を省略することができます。）
- 3 管理理（美）容師を置く場合は、管理理（美）容師であることを証する書類
（理（美）容師法第12条の3第1項に規定する理（美）容所の開設者から当該営
業を譲り受けた者が届出をする場合であって、当該管理理（美）容師の氏名及び
住所に変更がないときは、添付を省略することができます。）
- 4 理（美）容所の平面図（設備の配置及び寸法を明示したもの）及び付近の見取
図
- 5 開設者が外国人である場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律
第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 6 理（美）容師免許証の写し
- 7 注1の規定により記載を省略する場合又は2若しくは3の規定により添付を省
略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

【重要】申請手数料「現金17,000円」が必要

別紙 3 構造及び設備の概

【重要】作業場の面積は、「セット椅子+シャンプー椅子の合計数=X」に応じて一定以上の広さが必要
 $X \leq 2 \Rightarrow 9.9 \text{ m}^2$ 以上 $X \geq 3 \Rightarrow 9.9 + 3.3(X-2) \text{ m}^2$ 以上
 (例) いす5個 $\Rightarrow 19.8 \text{ m}^2$ 以上

ネイル・エステ等の美容行為以外を行う場合も区画が必要

不浸透性の材質であること

【重要】洗髪設備とは別に器具・施術者用手洗い設備が必須

【重要】温水が出る洗髪設備が最低1台必須

該当するすべての消毒を記載

器具の洗い場と共用不可

施設	構造	造り		3	階建の	1	階部分
	面積	加 (①作業場+②待合所+③トイレ+控室等)		60	m ²		
		①作業場の部分		25	m ²		
場の設備	②待合所の部分		5	m ²			
	住居等との区画	☒ 扉 ☐ 独立 ☐ その他 ()					
	作業場使用材料	床材			壁材 (腰張り)		
		長尺塩ビシート			ビニールクロス		
	いすの種類・数	セットいす ☒ カット ☐ シャンプー	3台	シャンプーいす (シャンプー専用)	2台	その他 髪結い マツエク	台
	作業場の採光・照明	窓	☒ 有り ☐ 無		電灯		
	作業場との区画	☐ 壁 ☐ つい立 ☐ テーブル ☒ 棚・ロッカー					
		☐ 鉢植え ☐ ショーケース ☐ その他 ()					
	消毒方法	☒ エタノール ☒ 次亜塩素酸ナトリウム ☐ 煮沸 ☒ 紫外線 ☐ 逆性石けん ☐ 蒸気 ☐ 界面活性剤 ☐ クレゾール ☐ グルコン酸クロルヘキシジン					
	消毒器具保管設備	未消毒のもの			消毒済みのもの		
ステンレス製		2個		ステンレス製	2個		
タオル置場	使用前			使用后			
	木製	2箇所		プラスチック製	2箇所		
計量器	300ml	1個		ml	個		
薬液容器	☒ 平型	1個		☐ 筒形	個		
器具の洗い場	流しの材質	使用水		排水処理			
	陶器製	☒ 上水道 ☐ 井戸水等		☒ 下水道 ☐ 浄化槽			
換気	☒ 自然換気 ☒ 動力換気						
便所	☒ 水洗式 ☐ 汲み取り式	専用の手洗い場		☒ 有			
救急箱	☒ 消毒薬 ☒ 絆創膏 ☒ ガーゼ ☒ テープ						
その他設備	毛髪箱	1個		汚物箱	1個		

棚

その他面積
(待合所・作業所以外)

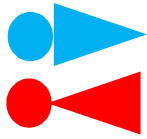
受付カウンター

1 入口扉

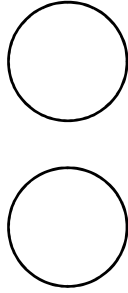
1 住居等との区画
(建物構造)

9 トイレ用
手洗

9 トイル



待ちいす

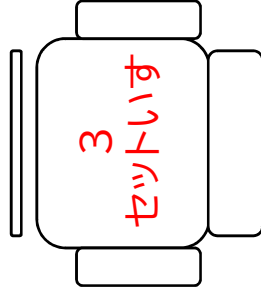


2 区画
(鉢植え・壁等)

2 待合所

12 応急手当品

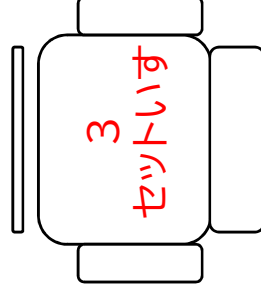
10 タオル置場
(使用前・使用后)



3
セットいす



7 照明



3
セットいす



7 窓

(採光・自然換気)

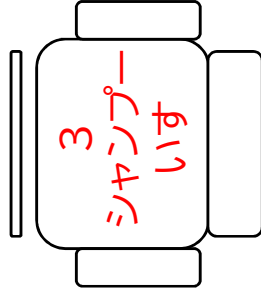
10 器具
保管設備
(消毒済・未消毒)

3 作業場の床面積(バックヤード含む)
(椅子の数に応じた面積)

6 床・腰壁の材質
(不浸透性材料)

8 蓋付毛髪箱

8 蓋付汚物箱



3
シャンプー
いす

11 消毒設備・薬品

バックヤード

7 換気扇
(動力換気)



4 洗髪設備
(温水・流水装置)

5 手洗・器具
洗浄設備
(流水装置)

11 洗濯機
(外部委託可)